明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（法務一五～一七）　一

〔公　告〕

諸事項

官庁

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　三

裁判所

破産、免責、再生関係　六

特殊法人等

独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、税理士登録者、日本弁護士連合会懲戒の処分、型式適合認定関係　一九

地方公共団体

公示送達関係　三

会社その他

会社決算公告

告示

○法務省告示第十五号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）附則第十三条第二項から第四項まで及び出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成二十九年法務省令第十九号）第三条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成三十年一月十六日

法務大臣臨時代理
国務大臣　小此木八郎